

仕様書等の一部訂正

令和8年3月27日に公告した「令和8年度十勝東部森林管理署収獲調査業務委託2号」の仕様書等について、下記のとおり一部訂正します。

令和8年4月13日

分任支出負担行為担当官
十勝東部森林管理署長 柏村 浩司

記

別紙【誤】・【正】のとおり

以上

【誤】

特記仕様書

収穫調査の実施にあたっては、「北海道森林管理局収穫調査規程」及び「北海道森林管理局収穫調査規程の運用について」によるほか、以下の定めによるものとする。

1 狩猟期間中の安全対策について

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理署が定める銃猟安全対策に従うこと。

なお、林道等入口付近及び事業地の前後等の視認しやすい場所に「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり 0.45×1.5m以上、ポール伸縮 3m程度）を 3 本設置すること。

また、市町村から森林管理署に対し、市町村が実施主体となって行う有害鳥獣捕獲について、事業地を含む周辺国有林において、土・日曜日、祝日、年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理署・市町村・受託者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じること。

2 多様な森づくりについて

調査実行中において、現地で除外区域が明確でない場合は、林況に関する状況について監督職員等に適宜情報すること。

3 選木について

立木販売の定性間伐調査においては、広葉樹胸高直径 3 4 cm 上を保残するので調査対象木から除外すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を監督職員等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

(1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受託者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。

(2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに監督職員等へ報告する。

(3) 無人航空機の回収は、受託者の責任において行う。

(4) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。

また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。

5 ナラ枯れ被害の対応について

ナラ枯れの被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は、原則、調査対象としないこと。また被害木及び被害木と推定されるものを発見した場合は、その立木にテープ等で標示するとともに、位置情報を速やかに監督職員へ報告すること。

6 再調査箇所の留意事項について

下記の林小班は、令和2年度に収穫調査が行われ、その際に使用したテープ類が現地に多数残っていることから、誤伐防止のため林小班毎に以下の通り対応すること。

- (1) 「収測点テープ」は、前回使用した番号と重複しないこと。
- (2) 「ナンバーテープ」は、前回使用した色とアルファベットは重複しないこと。

林小班毎の使用済みテープの内訳		
林小班	収測点テープ	ナンバーテープ
2 1 1 林班と小班	6 8 ~ 7 2	白色H、赤色G、赤色I、赤色H、赤色F、赤色E、黄色C、黄色G、黄色I、黄色F、黄色E
2 1 1 林班り小班	7 3 ~ 7 8	白色H、桃色G、桃色I、桃色H、桃色F、桃色G、黄色C、黄色G、黄色I、黄色H、黄色F
2 1 2 林班ぬ小班	6 3 ~ 6 6	白色F、桃色F、桃色G、桃色H、桃色I、桃色J、黄色（アルファベット無し）黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、青色F
2 1 2 林班る小班	6 7 ~ 7 0	白色J、桃色F、桃色G、桃色H、桃色I、黄色（アルファベット無し）、黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、青色H、青色G、青色I
2 1 2 林班わ小班	1 ~ 7	白色（アルファベット無し）、桃色A、桃色B、桃色C、桃色D、黄色（アルファベット無し）、黄色A、黄色B、黄色C、黄色D
2 1 2 林班か小班	1 ~ 1 3	白色D、桃色A、桃色B、桃色C、桃色D、黄色E、黄色A、黄色D
2 1 2 林班お小班	8 ~ 1 5	白色（アルファベット無し）、桃色A、桃色B、桃色C、桃色D、黄色（アルファベット無し）、黄色B、黄色C
2 1 4 林班ち小班	7 0 ~ 7 3	白色H、赤色F、赤色G、赤色H、赤色I、黄色J、黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、青（アルファベット無し）、青色H、青色F、青色I

2 1 4 林班ぬ小班	6 2 ~ 6 5	白色H、赤色F、赤色G、赤色H、赤色I、 黄色J、黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、 青色I
2 1 4 林班る小班	6 6 ~ 6 9	白色H、赤色F、赤色G、赤色H、赤色I、 黄色J、黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、 青色H

6 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議すること。

特記仕様書

収穫調査の実施にあたっては、「北海道森林管理局収穫調査規程」及び「北海道森林管理局収穫調査規程の運用について」によるほか、以下の定めによるものとする。

1 狩猟期間中の安全対策について

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理署が定める銃猟安全対策に従うこと。

なお、林道等入口付近及び事業地の前後等の視認しやすい場所に「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり 0.45×1.5m以上、ポール伸縮 3m程度）を 3 本設置すること。

また、市町村から森林管理署に対し、市町村が実施主体となって行う有害鳥獣捕獲について、事業地を含む周辺国有林において、土・日曜日、祝日、年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理署・市町村・受託者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じること。

2 多様な森づくりについて

調査実行中において、現地で除外区域が明確でない場合は、林況に関する状況について監督職員等に適宜情報すること。

3 選木について

立木販売の定性間伐調査においては、広葉樹胸高直径 3 4 cm 上を保残するので調査対象木から除外すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を監督職員等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

(1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受託者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。

(2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに監督職員等へ報告する。

(3) 無人航空機の回収は、受託者の責任において行う。

(4) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。

また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。

5 ナラ枯れ被害の対応について

ナラ枯れの被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は、原則、調査対象としないこと。また被害木及び被害木と推定されるものを発見した場合は、その立木にテープ等で標示するとともに、位置情報を速やかに監督職員へ報告すること。

6 再調査箇所の留意事項について

下記の林小班は、令和2年度に収穫調査が行われ、その際に使用したテープ類が現地に多数残っていることから、誤伐防止のため林小班毎に以下の通り対応すること。

- (1) 「収測点テープ」は、前回使用した番号と重複しないこと。
- (2) 「ナンバーテープ」は、前回使用した色とアルファベットは重複しないこと。

林小班毎の使用済みテープの内訳		
林小班	収測点テープ	ナンバーテープ
2 1 1 林班と小班	6 8 ~ 7 2	白色H、赤色G、赤色I、赤色H、赤色F、赤色E、黄色C、黄色G、黄色I、黄色F、黄色E
2 1 1 林班り小班	7 3 ~ 7 8	白色H、桃色G、桃色I、桃色H、桃色F、桃色G、黄色C、黄色G、黄色I、黄色H、黄色F
2 1 2 林班ぬ小班	6 3 ~ 6 6	白色F、桃色F、桃色G、桃色H、桃色I、桃色J、黄色（アルファベット無し）黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、青色F
2 1 2 林班る小班	6 7 ~ 7 0	白色J、桃色F、桃色G、桃色H、桃色I、黄色（アルファベット無し）、黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、青色H、青色G、青色I
2 1 2 林班わ小班	1 ~ 7	白色（アルファベット無し）、桃色A、桃色B、桃色C、桃色D、黄色（アルファベット無し）、黄色A、黄色B、黄色C、黄色D
2 1 2 林班か小班	1 ~ 1 3	白色D、桃色A、桃色B、桃色C、桃色D、黄色E、黄色A、黄色D
2 1 2 林班お小班	8 ~ 1 5	白色（アルファベット無し）、桃色A、桃色B、桃色C、桃色D、黄色（アルファベット無し）、黄色B、黄色C
2 1 4 林班ち小班	7 0 ~ 7 3	白色H、赤色F、赤色G、赤色H、赤色I、黄色J、黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、青（アルファベット無し）、青色H、青色F、青色I

2 1 4 林班ぬ小班	6 2 ~ 6 5	白色H、赤色F、赤色G、赤色H、赤色I、 黄色J、黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、 青色I
2 1 4 林班る小班	6 6 ~ 6 9	白色H、赤色F、赤色G、赤色H、赤色I、 黄色J、黄色F、黄色G、黄色H、黄色I、 青色H

- 6 以下の林班における現地調査については、令和8年10月30日までに完了すること。
- ・ 3 1 9 林班・ 3 2 1 林班・ 3 2 4 林班・ 3 2 5 林班・ 3 2 7 林班・ 3 2 9 林班
 - ・ 3 4 2 林班・ 3 4 3 林班・ 3 4 4 林班
- 7 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議すること。